

(別紙3)

京都市南岩本公園 自動販売機設置仕様書

1 設置目的

都市公園の防災機能の向上と更なる利便性向上を目的として、災害対応型自動販売機を設置できます。

2 設置仕様

(1) 設置基数、設置場所

指定管理者に指定後、本市と協議を行ってください。設置場所については、原則、指定管理者が運営及び維持管理を行う範囲内とします。

(2) 空容器回収箱

ア 自動販売機に併設して設置してください。

イ 容器の種類ごとに分別可能なものとしてください。また、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は、関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

(3) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

缶又はペットボトル等（びんを除く。）の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売はできません。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）である必要はありません。

(4) 設置機種等

ア 災害対応型自動販売機

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で市民に提供することを前提とした機器とし、災害発生時において本市が飲料の提供を必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害時にキースイッチの操作が必要な機種については、指定管理者がキースイッチを1本保管するとともに、本市にも1本提出してください。

イ 環境に配慮した機種

センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能を有しているほか、省エネルギー機やノンフロン対応機といった環境対策機能を有した自動販売機としてください。

ウ 景観に配慮したデザイン

広告物の表示については、自動販売機及び空容器回収箱の1立面当たりの10%以内の面積とし、自動販売機への広告等のステッカーの貼付は禁止します。詳細については、都市計画局広告景観づくり推進課（電話：（075）222-4137）にお問合せください。

また、自動販売機及び空容器回収箱の色については、関係法令等を遵守してください（こげ茶色等）。

なお、近景・遠景デザイン保全区域に所在する公園では建築等届の提出が必要となり、指定管理者において手続きを行ってください。詳細については、都市計画局景観政策課都市デザイン担当（電話：（075）222-3474）にお問合せください。

エ 自動販売機等の寸法

自動販売機 : 幅 = 1, 200mm程度、奥行=850mm程度、
高さ=1, 850mm程度

空容器回収箱 : 容量は90リットル程度としてください。ただし、多くの空き缶等のゴミが発生する場合については、増設等を行っていただきます。

オ Wi-Fi 機器

設置する自動販売機は、Wi-Fi 機器タイプとし、通信容量は無制限としてください。

(5) 設置に関する工事等

ア 自動販売機等の設置、撤去及び原状回復

自動販売機等の設置、撤去及び原状回復は、本市と協議のうえで指定管理者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、指定管理者が負担してください。

イ 自動販売機の電源確保

自動販売機の運転に必要な電気は、原則として指定管理者が電気事業者との間で契約を締結のうえ、供給を受けることとし、これらに要する工事費等の一切の費用は、指定管理者が負担してください。

引込柱が自動販売設置箇所付近にない場合には、指定管理者が自動販売機横に引込柱を設置し、電柱（電線）から直接引込みを行います。

自動販売機設置予定箇所の直近の公園施設（分電盤、便所、ハンドホール等）からの電源確保も可能とします。

なお、電気事業者の規則等により指定管理者と直接契約できない場合及び電源の確保が著しく困難な場合は、本市と協議を行ってください。

電源設備は指定管理期間終了後、本市と協議を行い、承諾された場合は、撤去せず現地に存置することも可能です。

ウ 耐震対策等

自動販売機の設置に当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置することとし、これらに要する工事費等の一切の費用は、指定管理者が負担してください。

エ その他

自動販売機の盗難、破損について、本市は責任を負いませんので、指定管理者の判断により、盗難防止対策を施すこととし、これらに要する工事費等の一切の費用は、指定管理者が負担してください。

(6) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(7) 緊急連絡先の表示

指定管理者は、設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、全て指定管理者の責任において対応してください。緊急連絡先は有人のコールセンター等により、24時間365日問合せ等に対し迅速に対応できる体制としてください。

(8) 維持管理

ア フルオペレーション

指定管理者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の

回収・リサイクル、金銭管理、故障等の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

公園利用者に支障を来すことのないよう十分に注意して行ってください。